

江南市農業委員会議事録

別紙の件付議のため、平成28年4月25日午後1時30分より市民文化会館2階特別会議室にて江南市農業委員会を会長招集する。

出席委員

- | | |
|---------|----------|
| 1 古田みちよ | 2 杉本俊人 |
| 5 藤岡和俊 | 6 野呂浩伸 |
| 7 大脇敏彦 | 8 中西孝明 |
| 9 宮地友治 | 10 伊藤十代司 |
| 12 堀場厚男 | 13 鶴見道秋 |
| 14 稲山久男 | 15 永井弘海 |
| 16 鈴木 孝 | 17 掛布吉根 |
| 18 沢田正隆 | 19 岩井孝之 |
| 20 福田松久 | |

開 会 午後1時30分

会長（古田みちよ）議長席に着き、出席者17名を確認し会議の成立を告げる本日の議事録署名者に6番野呂委員、17番掛布委員を指名し議事に入る。

議 長（会長） あいさつ。

それでは、只今より、農業委員会総会を開催します。

本日の出席委員は17名です。これにより在任委員の過半数の出席を満たしております。従いまして本会議は成立いたします。

議事に入る前に報告がございます。新たに土地改良区から福田松久委員が推薦され、3月25日付けで農業委員に選任されました。今回初めて出席頂いた福田委員につきましては、誠に恐縮ではございますが、自己紹介をお願いしたいと存じます。

福田委員 自己紹介。

議 長（会長）

どうも、ありがとうございました。

日程第1、本日の議事録署名者は、6番野呂委員、17番掛布委員にお願いします。

続きまして、日程第2、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

事務局

2ページをお願いします。農地法第4条の規定による許可申請書受付番号9番、10番の2件の申請です。

受付番号9番は自己用住宅の建築、10番は敷地拡大による住宅の建築申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますように、受付番号9番でございますが、申請地は街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。残りの10番の申請につきましては、第2種農地と判断されます。

また、受付番号に※がございます10番は、昨年11月の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号10番につきましては、申請者は昨年7月に結婚し、現在妻と子供の3人家族で住所地である鹿子島町に居住していますが、今後子供が結婚し同居する予定があります。また、妻の子も同居を希望しており、家族が増えることとなりますので、現在の住居では狭隘であることから、隣接する申出地に敷地拡大し、離れの建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は、自己所有地及びその他条件に叶った土地を検討した結果、現住所地に隣接する申請地に敷地拡大をし、一体利用のできる離れの建築を計画しました。

申請地は、既存集落に近接しておりライフラインも整っているため、住環境が良く、建築場所として最適な土地だと考えます。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

以上でございます。立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。

許可できると判断されます。以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(意見なし)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第16号「農地法第4条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第3、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

ここで説明の前に、議案書の訂正箇所が在りましたので、皆様にお知らせいたします。まず、4ページに受付番号47番から50番がございしますが、このページ数を4ページから5ページに、次にページをめくって頂きまして5ページに受付番号44番から46番がございしますが、このページ数を5ページから4ページに訂正して頂きます様、宜しく申し上げます。それでは説明を続けさせていただきます。

4ページをお願いします。農地法第5条の規定による許可申請書受付番号44番から6ページ53番までの10件の申請です。

44番は、既存住宅の増築等のためのやむを得ない敷地拡大、45番から5ページ49番までは、分家住宅を建築、50番は、専用住宅を建築、6ページ51番は、資材置場として利用するもの、52番は、駐車場として利用するもの、53番は、太陽光発電設備の設置申請でございます。

農地の区分につきましては、別表農地転用許可判断基準にありますよう

に、受付番号44番、46番、48番から50番、52番、53番でございますが、申請地は街区に占める宅地の割合が40%以上であるので第3種農地と判断されます。残りの申請につきましては、第2種農地と判断されます。

また、受付番号に※がございます45番、47番、51番は、昨年11月の農業委員会で農業振興地域整備計画変更に伴う意見決定がなされた案件でございます。

なお、受付番号50番は現在も一部駐車場として利用しており、始末書が添付された申請書となっております。

第2種農地の許可判断基準の理由としまして、受付番号45番につきましては、申請者は妻と子供の3人で住所地である一宮市の借家に居住していますが、子供の誕生を考えると、現在の住居では不便な為、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者夫婦には所有する土地が無いため、本家の所有地及びその他分家住宅に適した土地を検討した結果、今回申請する土地を祖父より譲り受けて、分家住宅の建築を計画しました。

申請地の付近には古くからの知人・友人が多く、日常の買物場所や病院等があるため、生活環境が整っています。電気・水道等のライフラインも引き込み易い、申請者にとって最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号47番につきましては、申請者は夫・子供・両親・祖父母の8人で住所地である東野町に居住していますが、家族も増え現在の住居では手狭になり、生活環境が良好な申出地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

土地の選定にあたりましては、本家敷地内には居宅及び作業所が建っているため、新たに建築するスペースが無いため、本家所有地及びその他近隣の土地において、分家住宅に適した土地を検討した結果、本申請地を新たに取得して、分家住宅の建築を計画しました。

申請地は、病院や日常必需品の買い物等に不便が無く、周辺には既存集落があるので、電気・水道の引き込みも容易であることから、生活環境及び立地条件共に最適地と考えます。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

受付番号51番につきましては、申請者は住所地において建築業を営んでおります。現在の作業場では建築資材を置くスペースが不足しており、顧客の要望に対して迅速に対応するため、資材置場の設置を計画しました。

土地の選定にあたりましては、申請者は、事務所としての条件に叶った土地を探していたところ、本申請地を新たに取得して、資材置場の設置を計画しました。

申請地は、事務所に近く、資材の運搬及び管理に支障がありません。また、隣接地に息子夫婦が建築予定であるので防犯面でも安心できます。地積も条件に叶った最適地であります。他に代替する土地はなく、この土地しか在りません。

以上でございます。立地基準及び一般基準としまして、別紙農地転用許可判断基準のとおりでございます。

許可できると判断されます。以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

(意見なし)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議案第17号「農地法第5条の規定による許可申請書意見決定について」を承認決定といたします。

続きまして、日程第4、議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

8ページをお願いします。1件の申請でございます。権利の集積として貸し手と借り手が愛知北農業協同組合を通じて農地の貸し借りを行うものであります。

整理番号734-1、734-2は上段の■■■■さんが愛知北農業協同組合に東野町の畑 2筆合計1,026㎡を貸して、次に下段で愛知北農業協同組合が■■■■さんから借りた畑を、有限会社■■■■に転貸するものです。この申請の契約期間につきましては平成33年3月31日となっております。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが何かご意見・ご質問はありませんか。

(意見なし)

議 長

ご意見・ご質問もないようですので、承認決定してよろしいか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

それでは、議題第18号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程による農用地利用集積計画(案)の意見決定について」を承認決定いたします。

続きまして、日程第5、「諸般の報告」に移らせていただきます。事務局より説明をお願いします。

事務局

10ページ①でございます。受付番号14番から12ページ22番の9件の届出です。全ての届出につきまして、権利の種類は所有権で、権利を取得した事由としまして相続となっております。

13ページ②でございます。受付番号4番でございますが、転用計画としまして、住宅を建築するものでございます。

14ページ③でございます。受付番号14番から15ページ19番の6件の届出でございます。転用計画としまして、受付番号14番は所有権を移転し、住宅を建築したもので、15番から15ページ18番までは、所有権を移転し、住宅を建築するもので、19番は、使用貸借権を設定し、住宅を建築したものでございます。

16ページ④でございます。受付番号5番の1件でございますが、願出内容は願出地の村久野町に工場が3棟現在あり、現況が農地以外であることを証明するものであります。

17ページ⑤でございます。受付番号43番でございますが、1月の農業委員会で農地競売に伴う買受適格証明がなされた案件について、買受適格証明をした■■■■様が競売で落札され、農地法第5条の許可申請書が提出されました。内容につきましては買受適格証明を行う時に農業委員会で審査していただいておりますので、申請を受け付け、許可したものでございます。

内容は議案書記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたの

で、事務局専決により受理いたしました。説明は以上でございます。

議 長

事務局の説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問はありませんか。

議 長

無いようですので、続きまして、日程第6、「その他」に移ります。事務局何かありますか。

事務局

まず1点目ですが、農地の斡旋についてです。資料にありますが、江南市まちづくり課より生産緑地法に基づき申出のありました土地について斡旋の協力を求める通知書が出ております。

土地の所在及び地番については、XXXXXXXXXXです。よろしく申し上げます。

2点目ですが、農業者年金のパンフレットを席上に配布致しましたので、お近くに加入希望の方が見えたら事務局までご連絡ください。

3点目ですが、次回の予定は、5月18日（水）午後1時30分から場所は市民文化会館 特別会議室でございます。

以上です。